



出 の 基 礎 と な る 給 与 総 額	4	通勤手当	円	勤務した日、 時間、出来高 払制その他の 請負制による 給与								
	5		円									
	6		円									
	7		円									
	8		円									
	9		円		月、週その他 一定の期間に よって定めら れていた給与							
	10		円									
	合 計		円									
	退職時に支払われた一般の退職手当等の額				円	説明欄						
	退 職 事 由				裏面のとおり							
上記の事項を確認する。												
退職した職員の職氏名										印		
所 属	名 称					電 話 番 号						
所 属	所 在 地					電 話 番 号						
所属長職氏名											印	

備考 「退職の月前6月に支払った給与総額」欄には、給与の種類別に6月間の総額を記入すること。

(裏面)

所属長 記載欄	退職者 記載欄	退 職 事 由
<input type="checkbox"/>	-----	1 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることによるもの
		2 定年、任用期間満了等によるもの
<input type="checkbox"/>	-----	(1) 定年による退職 (定年 歳)
<input type="checkbox"/>	-----	(2) 任用期間満了による退職
		3 任命権者からの働きかけによるもの
<input type="checkbox"/>	-----	(1) 懲戒免職等処分
<input type="checkbox"/>	-----	(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 (同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職
<input type="checkbox"/>	-----	(3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 (同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職
<input type="checkbox"/>	-----	(4) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる退職

- (5) 地方公務員法第 2 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号の規定による免職又はこれに準ずる退職
- (6) 退職勸奨
- 
- 4 職場における事情に起因する退職
- 
- (1) 勤務公署の移転により通勤困難となったため
- (2) 公務上の傷病による退職
- 
- 5 職員の個人的な事情に起因する退職
  - (1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため
  - (2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため
  - (3) 家庭の事情の急変（父母の扶養、親族の介護等）があったため
  - (4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため
  - (5) 転居により通勤困難となったため（新住所： \_\_\_\_\_）
  - (6) その他（具体的に \_\_\_\_\_）
- 
- 6 その他（1－5のいずれにも該当しない場合）

具体的事情記載欄（所属長用）

別記第 3 号様式中「支給された退職手当」を「に支払われた一般の退職手当等の額」に、「最後の」を「退職の月前」に改める。

別記第 4 号様式中「支給した退職手当額」を「に支払われた一般の退職手当等の額」に、「最後の」を「退職の月前」に改める。

別記第 1 2 号の 2 様式及び別記第 1 3 号様式中「支給された退職手当」を「に支払われた一般の退職手当等の額」に、「最後の」を「退職の月前」に改める。

（熊本県職員等退職手当支給条例施行規則の一部改正）

第 2 条 熊本県職員等退職手当支給条例施行規則（平成 9 年熊本県規則第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 4 条」を「第 2 0 条」に改める。

第 3 条第 1 号中「第 7 条の 5 第 6 項」を「第 8 条第 4 項」に改める。

第 6 条から第 1 0 条までを次のように改める。

（退職手当支給制限処分書の様式）

第 6 条 条例第 1 2 条第 1 項の規定による処分に係る同条第 2 項の書面の様式及び条例第 1 4 条第 1 項（同項第 1 号又は第 2 号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第 5 項において準用する条例第 1 2 条第 2 項の書面の様式は、別記第 1 号様式のとおりとする。

2 条例第 1 4 条第 1 項（同項第 3 号に該当する場合に限る。）又は第 2 項の規定による処分に係る同条第 5 項において準用する条例第 1 2 条第 2 項の書面の様式は、別記第 2 号様式のとおりとする。

（退職手当支払差止処分書の様式）

第 7 条 条例第 1 3 条第 1 項の規定による処分に係る同条第 1 0 項において準用する条例第 1 2 条第 2 項の書面の様式は、別記第 3 号様式のとおりとする。

2 条例第 1 3 条第 2 項（同項第 1 号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第 1 0 項において準用する条例第 1 2 条第 2 項の書面の様式は、別記第 4 号様式のとおりとする。

3 条例第 1 3 条第 2 項（同項第 2 号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第 1 0 項において準用する条例第 1 2 条第 2 項の書面の様式は、別記第 5 号様式のとおりとする。

4 条例第 1 3 条第 3 項の規定による処分に係る同条第 1 0 項において準用する条例第 1 2 条第 2 項の書面の様式は、別記第 6 号様式のとおりとする。

(退職手当返納命令書の様式)  
 第 8 条 条例第 1 5 条第 1 項 (同項第 1 号又は第 2 号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第 6 項において準用する条例第 1 2 条第 2 項の書面の様式は、別記第 7 号様式のとおりとする。  
 2 条例第 1 5 条第 1 項 (同項第 3 号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第 6 項又は条例第 1 6 条第 1 項の規定による処分に係る同条第 2 項において準用する条例第 1 2 条第 2 項の書面の様式は、別記第 8 号様式のとおりとする。  
 (条例第 1 7 条第 1 項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書の様式)  
 第 9 条 条例第 1 7 条第 1 項の規定による通知に係る書面の様式は、別記第 9 号様式のとおりとする。  
 (退職手当相当額納付命令書の様式)  
 第 1 0 条 条例第 1 7 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定による処分に係る同条第 7 項において準用する条例第 1 2 条第 2 項の書面の様式は、別記第 1 0 号様式のとおりとする。  
 2 条例第 1 7 条第 4 項又は第 5 項の規定による処分に係る同条第 7 項において準用する条例第 1 2 条第 2 項の書面の様式は、別記第 1 1 号様式のとおりとする。  
 第 1 1 条を削る。  
 別記第 1 号様式から別記第 5 号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 6 条関係)

(表面)  
退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

第 12 条第 1 項  
 熊本県職員等退職手当支給条例 第 14 条第 1 項第 1 号の規定により、一般の退職手  
 第 14 条第 1 項第 2 号  
 当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないことと  
 します。  
 なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受  
 けた日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県知事に対してすることができます。  
 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた  
 日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として (被告を代表する者は※) 提起す  
 ることができます (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であつて  
 も、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起す  
 ることはできません。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内  
 に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決  
 又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます (な  
 お、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その  
 裁決又は決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起  
 することはできません。)

記

金 円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(支給制限処分の理由)	
(熊本県職員等退職手当支給条例第12条第1項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	

- 備考 1 ※には処分の取消しの訴訟において被告を代表する者を記載すること。  
 2 勤続期間とは、熊本県職員等退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。  
 3 不要の文字は、抹消すること。  
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第2号様式(第6条関係)

(表面)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

熊本県職員等退職手当支給条例 第14条第1項第3号 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(被告を代表する者は※)提起することができます(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

記

金 円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	

円

(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	
(熊本県職員等退職手当支給条例第12条第1項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	

- 備考 1 ※には処分の取消しの訴訟において被告を代表する者を記載すること。  
 2 勤続期間とは、熊本県職員等退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。  
 3 不要の文字は、抹消すること。  
 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第 3 号様式 (第 7 条関係)

(表面)  
退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

熊本県職員等退職手当支給条例第 13 条第 1 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県知事に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(退職手当管理機関)に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として(被告を代表する者は※)提起することができます(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤続期間)			年 月

(裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)

(支払差止処分の理由)

(支払差止処分の取消し)  
 この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）
- 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合

備考 1 ※には処分の取消しの訴訟において被告を代表する者を記載すること。  
 2 勤続期間とは、熊本県職員等退職手当支給条例第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第 4 号様式（第 7 条関係）

(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

熊本県職員等退職手当支給条例第 13 条第 2 項第 1 号の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県知事に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(退職手当管理機関)に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として(被告を代表する者は※)提起することができます(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内には、この処分書の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。)

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤続期間)			年 月

(裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条： )	

(支払差止処分 of 取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、熊本県職員等退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合
- 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、熊本県職員等退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合

- 備考
- 1 ※には処分の取消しの訴訟において被告を代表する者を記載すること。
  - 2 勤続期間とは、熊本県職員等退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
  - 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第 5 号様式 (第 7 条関係)

(表面)  
退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

熊本県職員等退職手当支給条例第 13 条第 2 項第 2 号の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県知事に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(退職手当管理機関)に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として(被告を代表する者は※)提起することができます(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であって



も、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。) 。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます (なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日

(勤務期間)

年 月

(裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	

(支払差止処分の取消し)  
 この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。

- この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、熊本県職員等退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合
- この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、熊本県職員等退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合

備考 1 ※には処分の取消しの訴訟において被告を代表する者を記載すること。  
 2 勤務期間とは、熊本県職員等退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤務期間をいう。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第5号様式の次に次の6様式を加える。  
 別記第6号様式(第7条関係)

(表面)  
 退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

熊本県職員等退職手当支給条例第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の

支払を差し止めます。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県知事に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(退職手当管理機関)に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として(被告を代表する者は※)提起することができます(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤務期間)			年 月

(裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者が熊本県職員等退職手当支給条例第14条第2項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から 1 年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考 1 ※には処分の取消しの訴訟において被告を代表する者を記載すること。  
2 勤務期間とは、熊本県職員等退職手当支給条例第 7 条第 1 項に規定する勤務期間をいう。  
3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第 7 号様式 (第 8 条関係)

(表面)  
退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

熊本県職員等退職手当支給条例 第 15 条第 1 項第 1 号 の規定により、既に支払われた  
第 15 条第 1 項第 2 号 一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（被告を代表する者は※）提起することができます（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(熊本県職員等退職手当支給条例第 15 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)
(返納命令の理由)
(熊本県職員等退職手当支給条例第12条第1項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

- 備考 1 ※には処分の取消しの訴訟において被告を代表する者を記載すること。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第 8 号様式（第 8 条関係）

(表面)  
退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

熊本県職員等退職手当支給条例 第 15 条第 1 項第 3 号 第 16 条第 1 項 の規定により、既に支払われた

一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。  
 なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対してすることができます。  
 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（被告を代表する者は※）提起することができます（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額) 円

(熊本県職員等退職手当支給条例 第 15 条第 1 項 第 16 条第 1 項 の規定により控除される失業者退職手当額) 円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)

(熊本県職員等退職手当支給条例第12条第1項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し 勘案した内容についての説明)

- 備考 1 ※には処分の取消しの訴訟において被告を代表する者を記載すること。  
 2 不要の文字は、抹消すること。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第 9 号様式 (第 9 条関係)

(表面)

熊本県職員等退職手当支給条例第 17 条第 1 項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員等としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、熊本県職員等退職手当支給条例第 17 条第 1 項の規定により通知します。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して 6 か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員等としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額 (下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。) の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができます。

記

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(裏面)

(既に支払われた一般の退職手当等の額) 円

(熊本県職員等退職手当支給条例第17条第1項の規定により控除される失業者退職手当額) 円

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第 1 0 号様式（第 1 0 条関係）

（表面）  
退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

第 17 条第 1 項  
熊本県職員等退職手当支給条例 第 17 条第 2 項 の規定により、退職手当の受給者に対  
第 17 条第 3 項  
し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じま  
す。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受  
けた日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた  
日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として（被告を代表する者は※）提起す  
ることができます（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であって  
も、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起す  
ることはできません。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内  
に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決  
又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（な  
お、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その  
裁決又は決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起  
することはできません。）。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)		円
第17条第1項 (熊本県職員等退職手当支給条例 第17条第2項 の規定により控除される失業者退職手当額) 第17条第3項		円

(裏面)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)
(熊本県職員等退職手当支給条例第12条第1項及び第17条第6項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

- 備考
- ※には処分の取消しの訴訟において被告を代表する者を記載すること。
  - 不要の文字は、抹消すること。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第 1 1 号様式（第 1 0 条関係）

（表面）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

熊本県職員等退職手当支給条例 第 17 条第 4 項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県知事に対してすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として（被告を代表する者は※）提起することができます（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(熊本県職員等退職手当支給条例 第 17 条第 4 項 第 17 条第 5 項 の規定により控除される失業者退職手当額)	円

（裏面）

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(納付命令の理由)
(熊本県職員等退職手当支給条例第 12 条第 1 項及び第 17 条第 6 項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

- 備考 1 ※には処分の取消しの訴訟において被告を代表する者を記載すること。  
 2 不要の文字は、抹消すること。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

\_\_\_\_\_

くまもと県民交流館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第31号**

くまもと県民交流館条例施行規則の一部を改正する規則  
くまもと県民交流館条例施行規則（平成14年熊本県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「の規定により」を「に規定する」に改め、同条第3項中「の規定により」を「に規定する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「の規定により」を「に規定する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 条例別表第1の備考1に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - (1) 商品等の広告、宣伝又は販売のために使用する場合
  - (2) 営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人が会議又は催物のために使用する場（不特定の者を対象とした社会貢献活動、男女共同参画社会の形成に関する活動及び生涯学習活動のために使用する場を除く。）
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が営利を目的とする業務のための使用であると認める場合

別表第2超過使用料の額の欄中「正午までの欄に定めるそれぞれの使用料の額に100分の15を乗じて」を「正午までの欄に定めるそれぞれの使用料の額を6で除して」に、「午後5時までの欄に定めるそれぞれの使用料の額に100分の15を乗じて」を「午後5時までの欄に定めるそれぞれの使用料の額を8で除して」に、「午後9時までの欄に定めるそれぞれの使用料の額に100分の15を乗じて」を「午後9時までの欄に定めるそれぞれの使用料の額を6で除して」に改め、同表に備考として次のように加える。  
備考 超過使用料の額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。

別記第1号様式中

9 商業宣伝、営業の有無	有      無	を
--------------	----------	---

9 営利を目的とする業務のための使用

該当      非該当

に改め、同様式備考2中「商

業宣伝、営業の有無」を「営利を目的とする業務のための使用」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第2に備考を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2（備考の部分を除く。）及び別記第1号様式の規定は、附則第1項本文に規定するこの規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2（備考の部分に限る。）の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後の使用許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

**掲載依頼**

熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年10月9日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

**熊本県人事委員会規則第18号**

熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則  
熊本県人事委員会事務局組織規則（昭和26年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

- 第3条公務員課の項に次の1号を加える。
  - (16) 退職手当の支給制限等の処分に関する調査審議に関すること。
- 第5条第1項及び第6条中「外」を「ほか」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。